解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十六日

京都府船井郡京丹波町広野宮ノ前二五番地

広野生産森林組合

清算人　西村　剛

解散公告（第三回）

当社は、平成十二年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十六日

栃木県那須烏山市田野倉八一七番地

中山産業株式会社

代表清算人　中山　守

解散公告（第三回）

当組合は平成二十二年七月十三日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十二年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二〇号

グランドステージ稲城マンション建替組合

清算人　赤司　俊一

清算人　押田　善之

清算人　中澤　英雄

清算人　花道　玲子

清算人　福井　基文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十六日

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三〇番地八S

Yビル二F

特定非営利活動法人アール・ピア

清算人　松本　信明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十六日の総会の決議により、平成二十二年七月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月十六日

石川県金沢市広坂二丁目一番一号

特定非営利活動法人石川被害者サポートセンター

清算人　平澤　定盛

配当公告

北海道小樽市花園三丁目一番七号

破産者　有限会社丸文書店

右の者に対する札幌地方裁判所小樽支部平成二十一年（フ）第八十八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一六、八八三、七九二円

一、配当することのできる金額

金一〇、六六五、九〇六円

平成二十二年八月十六日

北海道小樽市稲穂二丁目一一番一三号協和稲穂ビル四階　破産管財人　関口　正雄

配当公告

東京都練馬区貫井二丁目一番二九号

破産者　株式会社エンコーポレーション

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第六一九二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八四三、〇六八、六〇一円

一、配当することのできる金額

金四五、七五八、八三八円

平成二十二年八月十六日

東京都新宿区高田馬場一丁目三三番一三号千年ビル四〇五号

破産管財人　小髙　正嗣

配当公告

東京都新宿区高田馬場二丁目一六番一一号

破産者　株式会社神田精養軒

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十一年（フ）第六八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇七七、二九〇、一七九円

（内優先債権額　金八五、〇九五、九七六円）

一、配当することのできる金額

金一一九、五三九、〇七八円

（内優先債権額　金八五、〇九五、九七六円）

平成二十二年八月十六日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目一六番二〇号

破産管財人　中山　栄治

相続債権者遺言者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉賀野町一四七九番地一、最後の住所群馬県高崎市倉賀野町一六九五番地八

被相続人　亡　金井　宏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十六日

群馬県高崎市緑町一丁目二五番五号　丸九緑町ビル二〇六号

相続財産管理人　弁護士　篠崎　幸治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋五丁目一四〇番地、最後の住所さいたま市緑区大字三室一二一八番地三北浦和マンション四〇三号

被相続人　亡　齋藤　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十六日

さいたま市南区別所七―六―八ライブタワー武蔵浦和三六〇四塚田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区前野町一丁目三二番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市桜ケ丘二丁目二一番一一号

被相続人　亡　中島アサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十六日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

第1期決算公告

平成22年8月16日

東京都千代田区二番町2番地

一般社団法人

全国市町村職員年金者連盟

会長　白井　鶴満

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,543
	合計	28,543
負味財債及産び正の部	流動負債	1,143
	負債合計	1,143
	資本（うち積立金）	27,400
	（うち剰余金）	(15,576)
		(11,824)
	資本合計	27,400
	合計	28,543

第57期決算公告　平成22年6月25日

福島県福島市大森字宮ノ前25番地の2

福島県酒類卸株式会社

代表取締役社長　高橋　則夫

貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,878,548
	固定資産	1,479,198
	繰延資産	955
	資産合計	3,358,701
負純資産の債及び部	流動負債	1,320,343
	固定負債	24,704
	株主資本	2,013,654
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	1,863,654
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,838,654
	（うち当期純利益）	(1,055)
	負債・純資産合計	3,358,701